

みんなで考えよう 一宮の未来!

住民説明会と住民投票の実施を近藤町長に要望しています。

【署名にご協力いただいた皆さま、ありがとうございます。】

おかげさまで、**2,900筆**余りのご署名をいただいております。
(8月2日現在)

8月1日付で、近藤町長に要望書を提出いたしました。
8月7日、頂いたご署名の全てを近藤町長に提出いたします。
8月8日に、ご回答を頂けるように町長をお願いいたしました。

近藤町長に、住民の切実な願いを聞き入れてもらうために、なるべく多くの署名が必要です。

さらに多くの皆さまのご署名をお願いいたします。

眠っている署名用紙はありませんか?
まだ間に合います。

8月6日までに、署名回収箱までお届けください。(地図・裏面)
※または、ご一報いただければすぐに回収に伺います。



充分な説明を行ったうえで、
全ての町民の意思を問う
住民投票を実施してください。

合併に関するていねいな説明会を開催して
充分な情報を提供してください。

署名をお願いしていると、町の皆さんから
たくさん質問をいただきます。
住民サービスは、どうなるの?
国民健康保険税は、どうなるの?
災害時・緊急時の対策は?
今まで町役場で行っていた手続きは、どうなるの?

たくさんの方々にご協力いただいております。さらに多くの皆さまのご署名をお願いいたします。

「合併に関する是非を問う住民投票の実施」に関する要望

私たちの愛する一宮町は、海・山・川・水田と、農地や自然環境にも恵まれた場所です。鉄道や道路網にも恵まれ都心からも通勤可能な便利な土地柄に、かつては数々の文化人や政・財界の著名人等の別荘地として名を馳せた輝かしい歴史ももっています。都心からの距離や自然環境のみならず、一宮のたどってきた歴史がそれを支えてきたのです。

今、合併の話合いが急速に進められています。しかし、私たちにはその話し合いが現在どこまで、そして、どんな形で進められているのか全く分からない状況です。住民への説明など無駄・無用とお考えでしょうか。合併すれば無くなってしまいう一宮町の未来について、どうして私たち住民に詳しく説明し、問いかけてくれないのですか。

これから一宮がどうなってゆくのか、子供達・孫達の世代には活気ある一宮を取り戻せるのか。次の世代に輝きのある一宮を託すことは出来るのか。合併に重なって数々の不安がよぎります。百年先の未来の一宮のために、責任をもった手続きを踏んで、私たちにも、そして未来の住民達にも責任を果たすような手順をもって決定してください。

そこで、私たち一宮町の住民は、以下のように「住民投票条例」を制定し、一宮町の住民に「合併に関しての充分なる説明を行い」、そして「合併の是非を問う住民投票」を実施することを要望いたします。

《 要望内容 》

1. 一宮町が、長生郡市への合併に賛同することの是非を住民投票により決定すること。
2. そのために住民投票条例の制定をすること
3. 合併の是非に関する住民投票にあたっては、事前に合併協議やその進行状況についての充分な情報公開と、その内容の長所短所について明らかにする丁寧な住民説明会を実施すること。
4. 合併協議に関する決定を一宮町議会に諮る以前に住民投票を実施すること。

私たちは上記の要望内容にそって、住民を主体とする行政をすすめて頂けるため、これに賛同し、署名いたします。

一宮町町長 近藤 直 様

※一宮町にお住まいのかたが対象です。

氏名	住所
	一宮町

住民投票で、合併の是非を決めることができるのですか？

住民投票条例は、長や議員の提案、または住民の直接請求を受けて、議会の議決を得て制定されます。

その上で、住民投票が実施されますが、その結果だけで合併の是非を決定することはできません。あくまで、議会の議決によって合併は決められます。

しかし、合併は わが町そのものの存続に関わる 重大な問題です。**将来に悔いを残さないために**、住民投票によって住民の総意を明らかにして、それを踏まえたくえで議会に判断して欲しいというのが私たちの考えなのです。

まだまだ、署名を募集中です。

- ・いただいた署名は8月7日（火）に町に提出します。そして翌8月8日、要望に対する回答をいただく予定です。
- ・8月6日（月）までにできるだけ多くのご署名をいただきたいため、下記の署名回収箱にご投函いただきますよう、お願いいたします。また、ご連絡いただければ すぐに回収に伺います。

※8月6日以降にいただいた署名についても、後日 責任をもって必ず提出いたします。一つでも多くのご署名をお待ちしております。

〒299-4301

[送付先、連絡先] 未来の上総一宮をつくる会 代表 馬淵 昌也 一宮 3604-1 ☎(42) 4211
副代表 藤乗 一由 一宮 2933 ☎(42) 6068

署名回収箱を設置しました

